介護保険事業者事故等報告書の報告基準について

１　事故等の種別と報告基準

1. 下記の事故については、原則として全て報告すること。
	1. 死亡に至った事故
	2. サービスの提供による利用者のケガ

医師（施設の勤務医、配置医を含む）の診断を受け投薬、処置等何らかの治療が必要となった事故

「サービスの提供による」とは、送迎・通院中も含む

* 1. 食中毒及び感染症の発生

関連する法に定める届け出義務がある場合は、これに従うものとする

* 1. 職員（従業者）の法令違反・不祥事件等の発生

利用者の処遇に影響があるもの

例）利用者からの預り金の横領等

* 1. その他、報告が必要と認められる事故

例）利用者の保有する財産を滅失させた等

２　留意事項

　　上記の報告基準につきましては「令和３年３月１９日付介護保険施設等における事故の報告様式等について」において厚生労働省が示したもの及び愛知県の事故発生時の報告の取扱い（標準例）に準ずるものです。上記以外にも、事業所と保険者の情報共有の為にも必要と思われる場合は適宜保険者への相談・報告をお願いいたします。

【問合せ先】

碧南市健康推進部高齢介護課

介護保険係　電話(0566)95-9889　直通

地域支援係　電話(0566)95-9890　直通